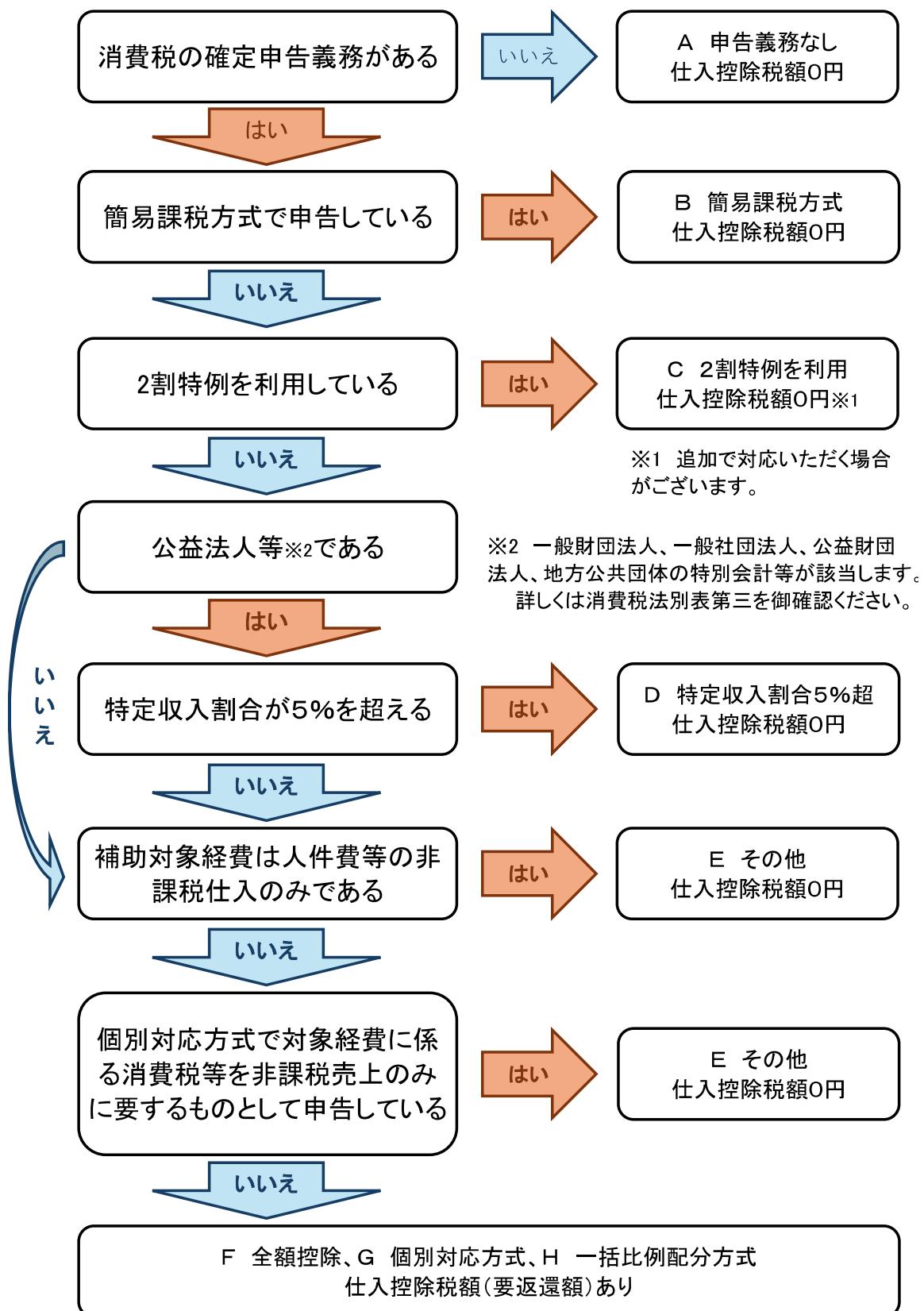


仕入控除税額報告 フローチャート



※ 提出資料について

消費税の申告方式や仕入れ控除税額の計算方法により提出資料が異なりますので御注意ください。(フローチャートを御覧いただき、いずれに該当するか御確認ください。)

下記 A~H の記号は提出資料「要返還相当額計算書」(報告様式2)に記載していただく分類記号です。

<補助金の返還が**必要ないもの**>

A:消費税の確定申告義務がない事業者

- ・計算書作成ツール(エクセルファイル)【様式第5号及び報告様式2】

B:簡易課税方式により申告している事業者

C:インボイスの2割特例

- ・計算書作成ツール(エクセルファイル)【様式第5号及び報告様式2】
- ・消費税申告書 第1表【第3-(3)号様式、または第27-(2)号様式】の写し

D:公益法人等であり、かつ特定収入割合が5%を超える事業者

- ・計算書作成ツール(エクセルファイル)【様式第5号及び報告様式2】
- ・特定収入割合が5%を超えることが確認できる書類

E:その他の理由で返還額がない事業者

- ・計算書作成ツール(エクセルファイル)【様式第5号及び報告様式2】
- ・返還額がないことが分かる書類

<補助金の返還が**必要あるもの**>

F:全額控除(課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合95%以上)

- ・計算書作成ツール(エクセルファイル)【様式第5号及び報告様式2】
- ・消費税申告書 第1表【第3-(1)号様式、または第27-(1)号様式】の写し

G:個別対応方式(課税売上割合95%未満)

H:一括比例配分方式(課税売上割合95%未満)

- ・計算書作成ツール(エクセルファイル)【様式第5号及び報告様式2】
- ・消費税申告書 第1表【第3-(1)号様式、または第27-(1)号様式】の写し
- ・消費税申告書に係る付表2-3、または付表2-1、2-2の写し

※ 補助事業が複数ある場合でも、添付する消費税等確定申告書の写し等は1部のみ御提出ください。

※ 補助対象とした経費が2つ以上の課税期間に分かれる場合は、各課税期間の要返還相当額計算書と根拠資料(確定申告書の写し)が必要になります。

※ インボイス制度の2割特例を利用されている補助事業者様においては、申告内容によって追加で対応いただく場合がございますので、あらかじめ御容赦ください。